

## 地域集会を企画しよう

地域集会開催要綱が改訂され、地域集会は、世話人が認めた場合は、世話人以外の人が、自分で企画し開催できるようになりました。これによって、会員へ周知したり、費用の補助等を活用できることとなりました。

地域集会を活用し、新たなネットワークを開拓、創造していきましよう。

こちらのフォームに登録していただく、後日、担当理事から連絡し、補助制度、世話人をご紹介します。

<https://forms.gle/x4bgN6xporYR7Z3x6>



### 地域集会の目的

地域集会は、一般社団法人千葉県社会福祉士会の会員が、近隣市区町村を単位とした地区に勤務若しくは在住している福祉職従事者と、顔の見える関係を築き、ネットワークを構築すること、また、それを各々の業務の円滑な遂行に反映し、地域の住民の生活支援を充実させること

#### どんなことに活用される？

(1) 職場外や他分野の福祉職従事者との交流により、意欲の維持向上を図る。

(2) 福祉職を目指す学生を含む従事希望者の参加を促すことで、人材の確保を図り、またその就労について多角的にサポートできる体制を作る。

(3) 会員募集及び入会希望者への対応を円滑に行う。

(4) 社会福祉士の活動であることを明らかにし、会への理解と知名度を高める。

(5) 会員や入会希望者からの、会や理事会、事務局等への意見の集約を積極的に行う。

### 地域集会の参加者

(1) 当該地区に在住在勤の福祉職従事者

(2) 福祉職への従事を希望する者

(3) その他、活動の趣旨に賛同し、守秘義務に準じた対応を承諾する者

### 地域集会の内容

(1) 形式（講演会、勉強会など）やテーマについては、各地区の世話人を中心に企画することとする。なお会員の自主的な企画であっても世話人が認めるものであれば可能とする。

(2) 内容の選定については自由だが、地域の福祉従事者が親睦を深めることに寄与するものであることとする。

(3) 本会への要望、職場や地元における社会福祉士あるいは福祉を取り巻く状況、公益活動についての可能性、について考える場とすること、若しくは地域における研修活動を行う場とすることが望ましい。

(4) 集会の開催により、会員の加入促進を図る。

### 費用の補助

(1) 会員宛の開催案内を送付するにあたり、参加者を募集する地域の地区在住、在勤の会員の人数の切手と宛名のタックシールを支給する。

(2) 会場使用料のうち一回当たり5,000円を限度として実費を補助する。

(3) 講師謝礼のうち一回当たり10,000円を限度として実費を補助する。

(4) 開催案内、チラシ、研修資料の印刷代のうち一回当たり5,000円を限度として実費を補助する

(5) 地域集会申請様式により切手等を支給し、地域集会報告様式の提出により会場使用料ならびに講師謝礼の補助を行う。